和光北インター東部地区土地区画整理組合
組合だより

第５号
令和７年１月発行

○組合理事長よりご挨拶

令和７年の新春をご健やかに迎え、皆様ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年は、仮換地指定という区画整理事業の大変重要な手続きを終え、本組合の事業がいよいよ本格的に動き出すこととなりました。

年が変わり、この令和７年は造成工事着手を予定しており、整備の進捗が目に見えて実感できることになると思います。組合役員一同、事業完成を目指し、頑張ってまいります。本年も引き続き、組合事業へのご理解ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

和光北インター東部地区土地区画整理組合

理事長　上原　高明

○２０２５年の事業予定について

◆総会および認可手続きの流れ

総会（事業計画変更・令和７年度予算、令和７年３月）

↓

事業計画変更認可（令和７年３月）

↓

総会（令和６年度決算、令和７年８月頃予定）

◆移転・工事の流れ

補償調査の実施、移転交渉（令和６年より継続中）

↓

工事予定街区の移転完了・工事着工

↓

工事施工
（道路、上下水道の整備など）

※事業予定の詳細については、事務局までお問い合わせ下さい

○事務局より

工事の施工にご協力をお願いします

昨年度は、皆様のご協力により、仮換地指定後起工式を行い、建物等移転補償調査、工事資材等の搬入に着手いたしました。

本年からは、一部道路工事も含む造成工事等、本格的なまちづくりがスタートします。

地区内を６つの工区に分け、まずは第１及び第２工区を先行着手致します。工事の施工に合わせて、建物等移転補償調査・契約、従前土地のご利用を停止し、地権者の皆様の土地を使用させていただくことになりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

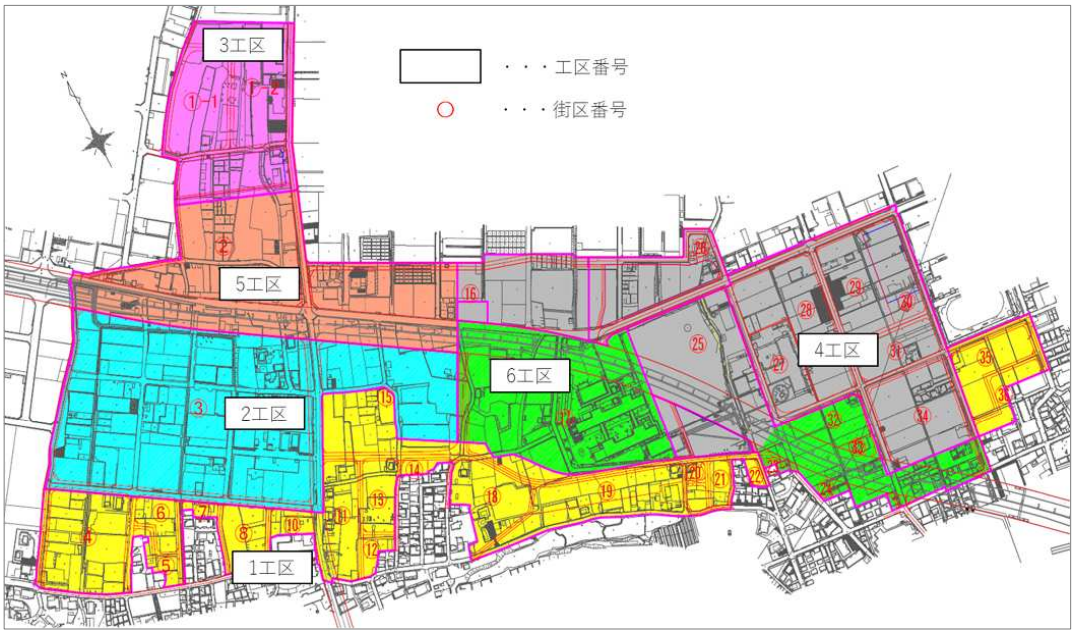

土地に関する名義等に変更があったら（権利変動届・代表者選任届の提出について）

権利の移転による名義変更など、権利者に変更が生じた場合は権利変動届を事務局までご提出ください。

また、所有権又は借地権をそれぞれ共有することになった場合は、共有者のうち代表者を指定し、組合にその旨を届出ていただく必要があります。

なお、届出様式については、組合事務所で配付または組合のホームページ(https://wakokita-east.com)からもダウンロードいただけます。

内容により、仮換地指定の変更が必要となる場合があります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

建築行為等は着手前に許可が必要です（土地区画整理法第７６条）

建物の新築、増改築や土地の区画形質の変更等につきましては市の許可が必要です。申請時は組合へ申請書のご提出をお願いします。建物の新築、増改築等をお考えの方は、組合までご連絡・ご相談下さい。

なお、申請様式については組合ホームページよりダウンロードいただけます。

［和光北インター東部地区土地区画整理組合事務所（株式会社サポート和光営業所内）］
電話番号：０４８−４２４−３２８３　　ファックス：０４８−４２４−３２８６
メールアドレス：t.sekine@support-c.co.jp

担当：関根、新妻、山本

ホームページ QRコード

メールアドレス QRコード